

議第72号

呉市総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例

呉市総合スポーツセンター条例（令和6年呉市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前					改正後				
(目的及び設置)					(目的及び設置)				
第1条 略					第1条 略				
2 呉市総合スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）は、次の施設で構成する。					2 呉市総合スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）は、次の施設で構成する。				
(1)・(2) 略					(1)・(2) 略				
<u>(3) 野球場</u>					<u>(3)・(4) 略</u>				
<u>(4)・(5) 略</u>									
別表（第10条，第11条関係）					別表（第10条，第11条関係）				
スポーツセンター使用料					スポーツセンター使用料				
1 施設使用料（専用使用）					1 施設使用料（専用使用）				
施設名	区分	1時間までごとに			施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合			アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下				一般	高校生以下	
略					略				
テニスコート（1面）	1 入場料の類を徴収しない場合	500円	250円	1,000円	テニスコート（1面）	1 入場料の類を徴収しない場合	500円	250円	1,000円
	2 入場料の類を徴収す	1,500円	750円	10,000円		2 入場料の類を徴収す	1,500円	750円	10,000円

	る場合			
野球場	1 入場料の類を徴収しない場合	1, 440円	720円	2, 880円
	2 入場料の類を徴収する場合	4, 320円	2, 160円	28, 800円

略

備考 略

2・3 略

4 器具使用料

施設名	名称	単位	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合
-----	----	----	------------------	--------------------

略

テニスコート	夜間照明	1面1時間までごとに	200円	600円
--------	------	------------	------	------

野球場	夜間照明	1時間までごとに	1, 500円	4, 500円
-----	------	----------	---------	---------

	放送設備及びスコアボード	一式1回につき	1, 000円	3, 000円
--	--------------	---------	---------	---------

略

備考 略

	る場合			
--	-----	--	--	--

略

備考 略

2・3 略

4 器具使用料

施設名	名称	単位	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合
-----	----	----	------------------	--------------------

略

テニスコート	夜間照明	1面1時間までごとに	200円	600円
--------	------	------------	------	------

--	--	--	--	--

略

備考 略

付 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(提案理由)

呉市総合スポーツセンターの野球場を廃止するため、この条例案を提出する。